

由布市災害被災者住宅再建支援金制度について

台風14号により住宅が全壊、半壊または床上浸水が発生した場合に、被災者の方を支援する「由布市災害被災者住宅再建支援制度」を実施しております。

【対象世帯】

災害が発生した日において由布市内に居住しており、その後も引き続き由布市内に居住する世帯で下記に該当する世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊した世帯
- ③ 住宅が床上浸水した世帯

※判定は罹災証明書の調査結果によります。

◆複数世帯の場合

(単位：千円)

区分	住宅の再建方法	基礎支給支援金	加算支給支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	1,000	2,000	3,000
	補修	1,000	1,000	2,000
	賃貸	1,000	500	1,500
半壊世帯	建設・購入	500	1,000	1,500
	補修	500	800	1,300
	賃貸	500	500	1,000
床上浸水世帯	—	50	—	50

※単身世帯は上記金額の3/4の額となります。

■申請方法

罹災調査結果により、本支援金制度の該当となった方には、市から文書にて直接ご通知させて頂いております。

通知が届いた方につきましては同封の申請書および添付書類を持参の上、下記の窓口へ申請願います。

【申請書受付先】

由布市役所 各地域振興局（挾間、湯布院） 地域振興課
由布市役所 防災危機管理課（庄内）

●問い合わせ先 防災危機管理課 ☎097-582-1140